

平成27年度大阪地方最低賃金審議会

第313回総会（平成27年度第3回）会議次第

平成27年7月30日（木） 午前10時30分
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

1 開 会

2 議 事

- （1）大阪府最低賃金の改正に係る意見について
- （2）特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- （3）平成27年度地域別最低賃金額改定の目安について

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会 第313回総会

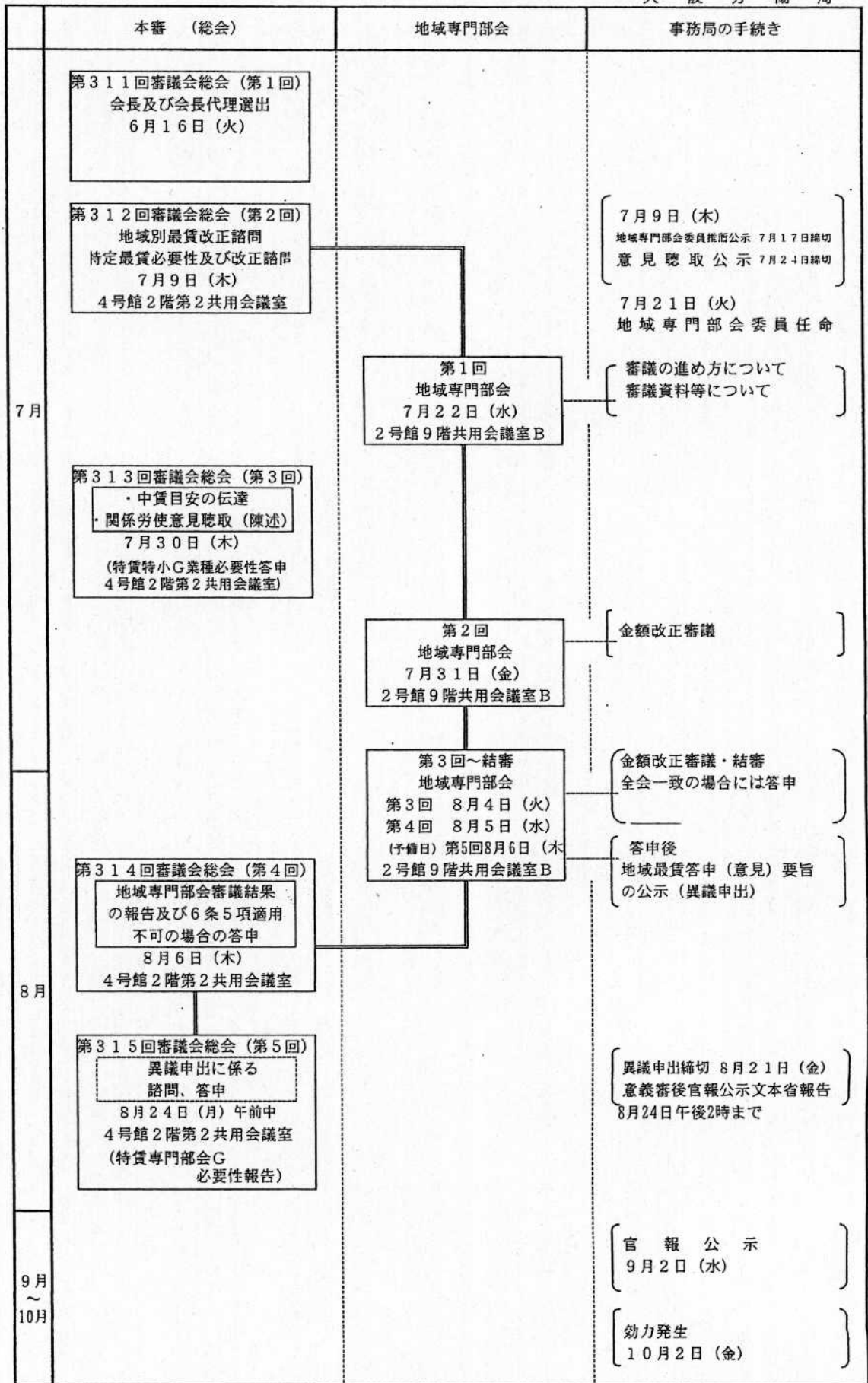
(平成27年度 第3回)

資 料 目 次

資料1	平成27年度地域別最低賃金の審議の進め方	1
資料2	平成27年度特定(産業別)最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)	3
資料3	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見書	
	(3-1) JAM大阪の要請書	5
	(3-2) 働く女性の人権センターいこ☆るの要請書	7
	(3-3) 全大阪労働組合総連合の意見書	9
	(3-4) 全国一般労働組合大阪府本部の意見書	11
	(3-5) 生協労連大阪府連合会の意見書	13
	(3-6) 関西合同労働組合の意見書	17
	(3-7) 一般社団法人大阪タクシー協会の意見書	21
資料4	各団体からの最低賃金改正等に係る要請	
	(4-1) 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 団体署名による要請書	23
	(4-2) 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 個人署名による要請書	25
資料5	陳述資料	
	アサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社陳述書	27
資料6	大阪府産業別最低賃金の改正決定の 必要性の有無について(報告)	29

平成27年度 地域別最低賃金の審議の進め方

大阪労働局



特定（産業別）最低賃金改正申出に係る審議の流れ（案）

平成27年度

時 期	会 議 名 等	具 体 的 な 審 議 内 容 等
6月末日までに ↓ 7月9日 ↓ ↓ 7月22日 ↓ ↓ 7月30日	第1回特別小委員会 第2回総会（第312回） （地域、産別必要性和改正決定の諮問） 第2回特別小委員会 第3回総会（第313回）	・大阪府特定最賃全業種の改正決定の申出 ↓ ・必要性の審議の進め方 ↓ ・産別7業種に係る必要性の有無と改正決定の諮問 （※専門部会Gの電機、非鉄、自動車小売は、必要性和改正決定の専門部会を併せた委員推薦公示） ↓ ・特小G4業種に係る改正の必要性の有無の審議 （塗料、鉄鋼、機械、自動車・同附属） ↓ ・特小G4業種の改正の必要性の有無の答申 （第2回特別小委員会報告） （※特小G4業種の産別専門部会委員推薦公示、関係労使の意見聴取公示）
8月6日 ↓ ↓ 8月24日	第4回総会（第314回） 第5回総会（第315回）	・地域別最賃答申、異議申出の公示（15日間） ↓ ・専門部会G3業種に係る改正の必要性の有無の報告
8月中旬～ 9月3日	必要性専門部会 （電機・非鉄・自動車小売）	・改正の必要性の有無に係る審議 （各業種1～2回程度） （必要性有りとなった業種は、その都度関係労使の意見聴取公示（15日間）し、金額審議へ）
8月中旬～ 8月27日	産別専門部会Aグループ （塗料・鉄鋼・機械） （発効日10月31日）	・各部会において金額改定審議 （例年3回+予備1回） （発効日遵守のリミットは8月27日）
9月上旬～ 9月30日	産別専門部会Bグループ （電機、非鉄、自小、自附） （発効日11月30日）	・各部会において金額改定審議 （自附3回+予備1回） （専門部会Gの電機、非鉄、自小は1～2回程度） （発効日遵守のリミットは9月30日）

※ 産別専門部会における金額改定審議の結論が不一致の場合、総会開催の必要あり。

2015年6月18日

大阪地方最低賃金審議会
会長様

J A M 大阪
執行委員長 菊地 繁 男

大阪府最低賃金の大幅な引き上げに向けた要請について

〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、雇用戦略対話の合意事項に基づき、セーフティネットとして実効性の高い水準と公正な労働基準の確立に向けて、早急に「連合大阪リビングウェッジ990円（時間額以上）」に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保される諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり労働条件を向上させること。また、特定最低賃金の基幹的労働者は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。
4. 地域別最低賃金が特定（産業別）最低賃金を上回るおそれのある産業については、改正の必要性審議を2014年から実施した当該産業労使が選出された専門部会方式を継続実施すること。
5. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

雇用・経済情勢は、輸出産業を中心に緩やかな回復基調にはあるものの、原材料の高騰や生産コストの上昇から依然として厳しい状況にある。また、物価の変動を考慮した実質賃金は23カ月連続（2015年3月時点）で減少し、生活保護世帯・受給者は161.8万世帯・217万人を超え、非正規労働者数も2043万人（38.2%）と増加の一途を辿っている。

さらに非正規労働者の増大や格差の拡大によって、ワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超えている。これらは雇用における公正・公平な処遇とセーフティネットが確立されないままに規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得格差の問題は、再々指摘されている。日本のGDP約6割を占める個人消費を喚起し、経済の好循環に向けては、消費性向の高い低所得者層の処遇改善が急務であり、それが景気の底支えや内需拡大につながるものと考えられる。

日本の最低賃金の水準は、先進国の中でも極めて低い水準であり、このままでは社会の持続的発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものである。このような低水準を克服しなければ、私たちは日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限の生活」をおくる権利が保障されるとは言えない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能発揮を求める。

私たちJAM大阪は、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを要請する。



以上

2015年7月21日

大阪府最低賃金審議会会長 富田安信 様

2015年最低賃金の大幅な引き上げについての要請

働く女性の権利をよりいっしょにする
代表 津村明子

最低賃金の改訂に真摯に取り組んでいただいていることに敬意を表し、2015年の改訂にあたり、人間らしい生活を基準においた審議を尽くしていただくことを期待します。

日経平均株価が15年振りに20,000円台を回復するなど景気回復が数字に表れてきたと言われている一方で、労働者の4割近くを占めるに至った非正規労働者にとっては、何ら実感を伴わない状態であることも指摘されています。

むしろ、労働者の犠牲の上に成り立った景気回復だと言えるのではないのでしょうか？

景気回復を本物にするためには、賃労働で働く多くの労働者が明日の生活を心配しないですむ労働条件、特に賃金の底上げで内需の拡大を図ることが必要です。

経営側委員は、最低賃金を引き上げれば中小企業の経営が成り立たなくなる、国際競争力がなくなるといつも言われますが、その根拠や事例をはっきりと示されたことはありません。安定した暮らしを労働者に保証することで勤労意欲を高め堅実な経営をしている中小企業があることも事実です。最賃引上げをできない理由を挙げるよりも、企業経営と労働者の生活がともに成り立つ、その事例に学んでいただきたいと思えます。

まじめに働けば、普通に安心して暮らせる社会、若い人たちや子どもたちが未来に希望を持てる社会を作っていくために、最低賃金がセーフティネットの役割を果たすにふさわしいものになるように、下記のように要請いたします。

記

1. 大阪府最低賃金を1400円以上に引き上げてください。
2. 最低賃金の引き上げが中小企業の経営破綻を招くというのであれば、その根拠を挙げわかりやすく説明してください。
3. 最低賃金の周知徹底、履行、違反根絶のために、人的配置も含めた万全の措置をとってください。



大阪府最低賃金審議会会長 殿

2015年7月23日

団体名 全大阪労働組合総連合
 代表者名 議長 川辺和宏
 住所 〒530-0034 大阪市北区錦町2番2号
 国労大阪会館内

大阪府最低賃金額 1,000 円の早期実現を求める意見書

安倍政権は、景気回復のために労働者の賃金を引き上げることが必要だとして、財界にベースアップを要請しましたが、効果は大企業で働く一部の労働者に留まり、多くの非正規労働者には賃上げは波及していません。一方、昨年4月からの消費税増税と原油高騰などによる物価上昇のもとで実質賃金は25ヵ月連続マイナスとなり、低賃金・低所得の労働者の生活に深刻な打撃を与えています。

2015年6月30日に閣議決定された内閣府 財政経済諮問会議の「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、「第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題」の中で、「好循環拡大のためには、中小企業・小規模事業者が、賃金を引き上げられることが必要不可欠である」とし、「中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める」としています。

昨年、大阪では19円引き上がり府下17万4000人の労働者に影響しました。しかし、838円では、フルタイムで週5日働いても年収160万弱で、「健康で文化的な生活」は出来ません。今年、大阪労連が行った最低賃金体験でも、「これでは生活できない。」「将来に夢や希望が持てない」と現在の最低賃金で生活することは精神的にも追い詰められる状況にあることが明らかとなりました。大阪府最低賃金審議会は、労働者の42%が非正規労働者となり、年収200万円以下の貧困層が増加している大阪の労働実態も踏まえ、生計費に基づいた水準での議論と最低賃金の大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1000円への到達を求めます。

記

- 1、大阪府最低賃金を早期に1000円に到達させる視点で、改定額の審議をすること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。



大阪地方最低賃金審議会会長 殿

2015年7月23日

団体名 全国一般労働組合大阪府本部

代表者名 執行委員長 吉野 弘人

住所 〒530-0041 大阪市北区天神橋五丁目13番12号
大阪府労働局 3階
電話 06 6351-1751 2

中小企業労働者、非正規労働者など すべての労働者の賃金改善めざし

大阪府最低賃金 1000 円以上の実現を求める意見書

安倍政権は、景気回復のために労働者の賃金を引き上げることが必要だとして、財界にベースアップを要請しましたが、効果は一部に留まり多くの非正規労働者には賃上げは波及していません。一方、昨年4月からの消費税増税と原油高騰などによる物価上昇のもとで実質賃金は25ヵ月連続マイナスとなり、低賃金・低所得の労働者の生活に深刻な打撃を与えています。

私たち全国一般労組大阪府本部は、様々な業種・職種の労働者で組織する労働組合です。ほとんどの中小企業では業績回復はほど遠く、賃金改善が進んでいません。組合員の2割を占めるパート労働者に至っては、昨年秋の最低賃金引き上げに連動し、時給820円程度が840円ほどに引き上げられた、など、最低賃金の改定がなければ賃上げも進まず、その賃金水準は到底「まともに暮らせる賃金」には至っていません。昔の「家計の補助的役割」としての主婦パートが主体だった時代と異なり、正規で働きたくても仕事が無い青年たちや、夫婦ともに非正規労働者、一人親家庭などで非正規労働者が主たる生計者である割合が高くなっていると推察されます。そのような中、800円台の最低賃金では年2000時間働いても年収160万円程度にしかなりません。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時給1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金時給1,000円への到達を求めます。

記

1. 大阪府最低賃金を早期に時給1,000円に到達させる視点で、改定額の審議をすること。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金の日額・月額設定を復活させること。
4. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化を進めると同時に、外形標準課税や大企業減税など中小企業に負担を強いる施策を行わないよう政府に求めること。

以上

ひとこと

838円, 800円台ではまともに暮らせません
格差は許す可めにも大中小引上げを願う。



2015年7月23日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

生協労連大阪府連 審 委
 執行委員長 土橋 豊
 大阪市天王寺区悲田院町 8-10
 国労南近畿会館 2階

大阪府最低賃金額 時給 1,000 円の早期実現を求める意見書

2015年度の最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連大阪府連合会（生協労連大阪府連）は、大阪にある生活協同組合と関連職場で働くなかまの労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまを多数組織している労働組合です。今年度の地域別最低賃金額の改定にかかわり、意見を述べさせていただきます。

1. 生協労連の概要について

生協労連は全国の生協及び生協関連ではたらくなかまを組織しており、全国46都道府県に組織を有しています。現在の組織数は約65,000人で、うち45,000人余り、ほぼ7割がパートなど非正規で働くなかまとなっています。大阪においても、約2,900人の組合員のうち約1,700人、ほぼ6割がパートなど非正規で働くなかまです。そして、中央本部では最賃闘争本部を設置し、最低賃金の引き上げのとりくみを全国各地で展開してきています。合わせて、パートなど非正規労働者の均等待遇の実現と組織化を軸とした活動をすすめてきています。

また、2015年度の最賃審議員の改選にあたっては全国33道府県から336人、中央1人、計37人が立候補しました。大阪においても生協労連大阪府連より最賃審議員に立候補しました。

2. 2014年度の地域別最低賃金の改定と地域格差問題について

①2014年度の最賃引き上げ額では生活改善できず、実質的な賃下げ

昨年は、前年につづき賃上げが政策課題としてクローズアップされ、政府も最低賃金の引き上げは重要な課題として位置付け、各界から大きな期待が寄せられました。

審議会での労使の意見の隔たりが大きいなかで、最終的には2013年度につづき引き上げ額（加重平均）を二桁台に乗せたことは評価しつつ、中央審議会での目安額Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円で加重平均16円という額はまったく満足いくものではありません。消費税増税、さらにはアベノミクスによる物価高騰などの影響を考えると、生活改善どころか実質的な賃下げの改定となったことを率直に指摘せざるを得ません。

大阪労働局 賃金課
 受付
 27.7.23

②地域格差拡大はさらなる地域経済の衰退を招く

一方、地方審議会では、意見陳述などで時間給労働者の実情を知らせる機会が広がったこともあり、引上げ幅は13円～21円で、22地方（前年は41地方87.2%）で目安を上回る答申が出されました。しかし、どんなに地方審議会で上乘せを実現したとしても、中央審議会が目安としたAランクとCDランクの差が当初から6円もあるなかでは、さらに地域間格差が広がる結果となりました。最高額と最低額の格差は211円（前年は205円）とさらに拡大し、フルタイム就労（年2,000時間計算）で月に3.5万円、年間で42万円もの差がつくこととなります。今まさに地域経済の活性化が重要な課題となっているにもかかわらず、同じ業務で同じ金額の商品を販売していても賃金に24%もの差がつくのであれば、労働者がDランク地方から流出していくのは当然です。これでは安倍政権がめざす「地方創生」に水を差すばかりではなく、地域のさらなる「衰退」を加速させるものとなります。

こうした点では、211円まで拡大した地域格差を早急に解消する、すくなくともCDランクについてはなくしていくことが喫緊の課題となっています。

③全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

総務省の住民台帳に基づく2013年度の人口移動報告書では東京周辺への人口集中が加速している結果が明確となり、全国38道府県で人口流出が起きていることが明らかとなっています。全国2位の人口流出となった静岡県では、流出人口を年代別でみると10代、20代で4,526人と全体の61.5%を占めるに至っています。

生協労連は全国の自治体などとの懇談にも積極的にとりくんで来ていますが、こうした人口流出にたいし、どこの自治体も雇用と経済に深刻な影響を及ぼすとして悲鳴を上げ、最賃の引き上げなどの国策で、地域経済の活性化を図ってほしいというのが共通の要求となっています。そうしたなか、地方自治体でも最低賃金の引き上げと全国一律の制度確立を求める意見書採択がおこなわれているところが増えてきています。

また、業界団体との懇談のなかでも、「いまの最低賃金は低すぎる。この最賃で生活できるとは思えない。しかし、自分のところだけ大幅に賃金を上げるということも、地域の水準を考えるとなかなかできることではない」と言っています。

ここで問題となってくるのが、最賃そのもの水準論です。日本の最低賃金制度は1959年に業者間協定方式として発足しました。当時は、高度経済成長期の中学卒業者の人手不足にたいし、「中卒女子初任給」協定を拡張適用させたものでした。その後、アメリカの経済圧力のなかで1968年に法改正をし、現在の審議会方式となりました。その当時の最賃はいわゆる「専業主婦パート」の「家計補助的」賃金を対象とした最賃額でした。この考え方、水準論は2007年の法改正後も変わっていません。なお、私たちがとりくんできた最低生計費調査では全国共通して時給1,500円（月150時間換算）程度が最低時給の水準と

いう結果となっています。

いまやパートなど非正規労働者は労働者の4割を占め、かつての「家計補助」な労働から基本労働にかわり、家計に占める位置も抜本的に変化してきています。生協労連は以前から全国一律での1,000円以上の最低賃金制度確立の要求を掲げ、その実現のためにとりくんできています。「労働者が人たるに値する生活を営む」ためにも早急に実現していくべき時がきています。

3. 生協やスーパー等流通で働くものの実態

①最低賃金に張り付く流通小売業、サービス業の時給

この間、生協職場の採用時給は最低賃金に固定化されてきています。採用時給が最低賃金に張り付いているために、職場では深刻な「人手不足」となっており、今働いている人への長時間・過重労働が拡大しています。これは、生協だけではなく、流通・小売業、サービス業など、第3次産業に共通してします。

原因は「パートやアルバイトの時給は社会水準で決められている」ということです。本来ならば、仕事に見合った賃金であるべきですが、パート労働法においては「均等待遇」を実現することがきわめて不十分な現状があり、流通・小売業への経済上昇配分は最後に回ってくることなどから、この社会水準からの脱却は大変きびしいものとなっています。

政府がいくら賃上げをよびかけても、流通・小売業のパートやアルバイトの採用時給は、ほとんど最低賃金と変わらなくなっています。これは、募集広告を見ても明らかです。

②低賃金労働者の賃上げこそが求められている

生協労連は、パートなど非正規労働者の深刻な実態を明らかにし、その改善を社会的な課題とするために、2014年春闘及び2015年春闘において「パート労働黒書」を発行してきました。

この「パート労働黒書」では、「ダブルワークでも年収は250万円。この先、生活や子育てで不安がいっぱい」「残業を70時間してもまともな生活ができない」「所得が低いので教育ローンが組めず、子どもに進学をあきらめさせた」「夫も非正規で賃金が安い。雇用が不安定で第2子を育てられる環境にはない」「夫の暴力で2年前に離婚。2人の子どもを育てるために、仕事をさがしたが、低賃金のパートの仕事しかない。現在、ダブルワークで働いているがそれでも収入月12万ほどで、先が見えない」など悲痛な声が寄せられています。

政府がめざしている女性の社会進出と自立のためにも、貧困と格差をなくしていくこと、そのためにも最低賃金の大幅な引き上げは緊急の課題です。

4. 最低賃金引き上げと全国一律の制度は国際的な動向

2013年5月に、国連・社会権規約委員会が「日本の第3回定期報告書に関する

る総括所見」を公表しましたが、日本の最低賃金について、生活保障水準に至っていないと指摘し、金額決定要素の見直しを求めました。また、アメリカでは、連邦最賃が 10.10 ドル (1043 円) に引き上げられ、ドイツでも全国一律最低賃金制を導入し、8.5 ユーロ (1186 円) でスタートさせるとなっています。

とりわけ、アメリカではファーストフード労働者などが中心となって「時給 15 ドル」の運動を展開し、すでにシアトル、サンフランシスコ、ロスアンゼルス、カンザスシティ、ワシントンでは 15 ドルを決定し、ニューヨークでも特別委員会が設置されました。さらに、最近のニュースでは、韓国でも最賃が 8.1% (約 48 円) 引き上げられました。

また、これらの最賃の引き上げは、中小企業対策とともにおこなわれており、今日本で最も求められていることです。

日本最低賃金は、先進国のなかでも最低レベルです。早急に世界の最低賃金の流れである 1,000 円以上にしていくことが求められています。

5. 時給 1,000 円以上は現実可能である

時給 1,000 円以上の最低賃金は現実可能です。第 1 は、労働者の生計費の最低限確保には時給 1,000 円以上が絶対必要だということです。第 2 は、学歴初任給比較との関係でも、時給 1,000 円以上は高卒初任給程度の水準だということです。第 3 は、最低賃金の国際比較との関係でも、先進国では時給 1,000 円以上が常識となっていることです。第 4 は、現実の市場動向調査を見ても、首都圏及び名古屋、関西圏ではパートなど非正規労働者の時給はすでに 1,000 円を超えている実態があるということです。

最後に改めて、全国どこでも「働いたら暮らせる賃金水準」を早期に実現し、日本国民が安心してくらす社会の実現をめざしていただきたい。そのためにも、大阪の審議会では、労働者の 42% が非正規労働者となり、年収 200 万円以下の貧困層が増加している大阪の労働実態を踏まえ、使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことをお願いします。

以上

2015年7月24日

大阪地方最低賃金審議会
会長 富田 安信 様

最低賃金に関する要望書

関西合同労働組合
執行委員長 石田勝啓

最低賃金に関し以下のとおり要望します。

第1 労働法制の大改悪と最低賃金制度

派遣法改正案は6月19日、衆議院で可決後参議院に送られており、また、労基法改正案は衆議院本会議で今後趣旨説明が行われる予定で、政府は今国会であくまでも成立させようとしています。

労働時間の8時間規制を外す労基法改正案は対象者を当面年収1,075万円以上としていますが、今後省令でいくらでも下げられます。現にアメリカでは年収283万円というラインまで下げられており、その結果、実に88%の労働者に適用されています。年収283万円というラインは日本の貧困ラインである年収200万円のわずかに上すぎません。

この結果、アメリカでは長時間労働がまん延し(『窒息するオフィス』2003年5月 岩波書店 ジル・A・フレイザー 森岡孝二監訳)、貧困と格差はますます拡大し、相対的貧困率はOECD平均8.1%に対して実に2倍以上の17.4%にもなっています(『子ども・若者白書』2014年版内閣府)。ちなみに日本もアメリカに次いで悪化しておりOECD平均のほぼ2倍の16.0%にもなっています(同)。

非正規雇用労働者は2,042万7千人(2014年10月現在)となり、全雇用者における比率は35.8%となっています。今回の労基法や派遣法改正が通れば、長時間労働の常態化、過労死、うつ病等の急増、「生涯ハケン、3年で首切り」による非正規雇用労働者の急増は火をみるより明らかです。貧困と格差はますます拡大していかざるをえません。これは日本社会が根底から壊れていくことです。私たちはこんな労働法制の改悪に絶対反対です。

労働時間でいえば、産業革命期のイギリスでは「機械の普及につれて14時間から16時間にのび、さらに20時間も30時間も連続労働することがめずらしくなくなり、婦人も子供もその例外でなかった」(1962年 内海義夫 文弘社)ことを考えると、今、日本には産業革命期と同等かそれ以上の強搾取、強労働の時代が到来しようとしているといっても過言ではありません。

このように労働法制の大改悪によって日本社会が根底から壊されていこうとしているとき、最低賃金制度はこれと決して無関係ではありません。長時間労働、過労死、うつ病等の常態化、貧困と格差のさらなる拡大という事態に対して、最低賃金制度がどのように対応していくのか深刻に問われています。



第2 最低賃金制度の果たすべき役割

最低賃金制度が果たすべき役割は、貧困と格差の拡大に歯止めをかけ、長時間労働を抑制していくことにありと私たちは考えます。

(1) 生活賃金の考え方の再確立を

大切なことは、最低賃金とは人らしく生きていくための“生活賃金である”という考え方を再確立していくことであると考えます。“生活賃金”は労働者の生活を保障するものであるだけでなく、家族の維持を可能にするものでなくてはならないことは『最低賃金制度の研究』(1961年 藤本武 日本評論社 334ページ)でも指摘しているところです。

たとえば、同書によれば、1922年のイギリスの賃金局の考え方には「18歳の若年婦人には補助をうけずに彼女達自身の生活を維持でき、21歳の男子には結婚を期待できる十分なものを可能ならしめるに十分な賃金として規定されていた」(同 324ページ)と指摘されています。

しかし、それから100年近く経過した現在の日本の最低賃金はどうていこれらの基準すら満たすものとはいえず、あまりにも低く何の進歩もしていないといわざるをえません。人らしく生きる権利をとくに若い世代に保障していくために最低賃金制度はもっと大きな役割を果たすべきです。

(2) 最低賃金制度と8時間労働制とは表裏一体

最低賃金制度はいうまでもなく8時間労働制の制定と軌を一にして進んできたものです。労働時間規制は、資本によるあくなき搾取としての無制限の労働から12時間労働へ、さらに10時間労働へ、さらに8時間労働へと進んできました。

この8時間労働制が実現されることによって「労働者階級はもはや『他人のために富を生産するたんなる機械』ではなくなり、ささやかながら『勝手に処理できる自由な時間』を持つ人間になった」(前掲『労働時間の理論と問題』21ページ)のです。しかし、今日の労働法制の大改悪は労働者を“人間”から再び“他人のために富を生産するたんなる機械”に突き落とすだけでなく、その命までもおびやかすものです。

(3) 8時間働いたら生活できる賃金が最低賃金である

前述した“生活賃金”は8時間の労働で得られるものである必要があります。しかし、現実には、賃金があまりにも低廉なため、たとえば母子家庭では2つも3つも仕事を掛け持ちしないと生活できず、過労で脳梗塞等になって倒れる事例が続出しています。ハローワークの求人票をみても、パート・アルバイト、非正規雇用の場合は、そのほとんどが最低賃金に限りなく近い状態になっています。

現行の時給838円(大阪府)ではどうてい家族を維持していくこともできず、8時間労働で人らしく生活できる賃金額にはるかに不足しています。

8時間労働制を外し、非正規雇用労働者を大幅に増やす労働法制の大改悪が強行されようとしている今こそ、最低賃金制度は労働者保護を基礎とする社会立法(前掲『最低賃金制度の研究』3ページ)の性格を持つという指摘にふまえ、「労働者の生活の安

定、労働力の質的向上」(最低賃金法第1条)が実現するように最低賃金額を設定していくことが死活的に求められています。

第3 貧困と格差の拡大

とくに若い世代での貧困と格差の拡大は近年、激しくなっています。労働政策研究・研修機構は2013年、15～44歳の就業者のうち3割弱(28.3%)が年収200万円未満となっていると発表しました。年収200万円未満は一般にワーキングプアといわれるものです。若い世代の3割弱がワーキングプアとなっているというのはショッキングなことです。

別の研究では、24歳以下の男女の相対的貧困率が2013年までの直近20年で約10ポイントも上昇しているという報告も行われています。

こういう貧困の深刻化の中で婚姻率(人口千に対する割合)は下がり続け、1970年代には10.0以上だった婚姻率が2009年には5.6にまで下がっています。若い世代における年収200万円未満のワーキングプア層の急増がその背景にあることは明らかです。

また、労働条件も悪化し続けており、厚労省の2011年度調査によれば、精神疾患を発症して「過労自殺」に認定された人のうち、半数以上が20代、30代の若者が占めています。

第4 最低賃金は1,500円以上とするべき

日本の最低賃金は世界の主要な国々と比較して余りにも低いものです。東京888円、大阪838円ですが、ドイツ1,246円～1,123円、フランス1,226円、オーストラリア1,226円等々と日本よりもはるかに高く設定されています。

大阪の838円で年収を試算すると177万円弱にしかならず、ワーキングプアといわれる貧困ラインの200万円をはるかに下回るものです。

ハローワークの求人票をみても賃金額が最低賃金に限りなく近い実態をみるならば、今の838円という額はワーキングプアといわれる層をますます増やしていくものといわざるを得ません。

貧困と格差の拡大は日本社会を根底から壊していきます。国と巨大資本によって社会を壊されることがないように、また、下がり続ける婚姻率を少しでも上げるために最低賃金を引き上げていくことが求められています。

本年6月段階で実質賃金が25カ月連続で減少し、消費税等が増加し、さまざまな物価が上がっています。

最低賃金は家族の維持を含む“生活賃金”であることをふまえ、貧困と格差の拡大を少しでも解消していくためには、そこにむかっただけの第一歩として最低賃金を1,500円にすべきことを要望するものです。

労務第5号
平成27年7月24日

大阪地方最低賃金審議会
会長 富田安信 殿

一般社団法人大阪タクシー協会
会長 三野文 昇

地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、中央最低賃金審議会では、7月1日の同審議会への諮問を受け、「目安に関する小委員会」が開催され、地域別最低賃金額の改定について検討されているところであります。

また、大阪においても、7月9日に貴審議会へ改定額について諮問がなされたところであります。

最低賃金額については、平成19年から毎年大幅な引き上げが続いており、その結果、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっております。

タクシー業界は、長期的に利用者が減少しており、加えて規制緩和により深刻な供給過剰に陥ったことにより労働条件が悪化しました。

このため平成21年6月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が制定され、また、平成25年11月には、「同法の一部を改正する法律」が成立し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けてさらなる取り組み強化を図るとともに、法の目的であります労働条件の改善に取り組むこととしております。

このような状況下における大幅な最低賃金額の改定は、労働条件改善に向け努力してきたこれまでの成果を水泡に帰すことにつながりかねません。

もとより賃金の引上げが実現され、経済が発展するとともに府民生活がより豊かになることは、府民全員が等しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものでありますが、最低賃金の引上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能になるものであります。



また、中小企業が大部分を占めるタクシー業界においては、巷で言われている「景気回復」や「アベノミクス効果」を実感できる状況には全くなく、依然として厳しい経営環境にあります。

当協会といたしましては、上記の理由により最低賃金額の引き上げについて慎重の上にも慎重にご審議されるとともに、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨にご斟酌を賜り、大阪のタクシー業界の現状にご理解をいただきますようお願い申し上げます。

謹白

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！
 大阪府の最低賃金（838円/時）の大幅引き上げを！
 全国一律^{時間額}1000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣 殿
 厚生労働大臣 殿
 中央最低賃金審議会 会長 殿
 大阪最低賃金審議会 会長 殿
 大阪労働局 局長 殿

2015年 2月 2日

● 要請趣旨 ●

雇用労働者の約4割が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いつつ、地域別最低賃金は最も高い東京で888円、鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄では677円です。フルタイムで働いても、月額10万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。

しかも、地域間の格差が211円に拡大したため、労働力が地方から都市部へ流出し、地域経済を疲弊させています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意による「雇用戦略対話」に基づいて最低賃金を大幅に引き上げることこそ、消費購買力を確保し、地域経済と中小企業の経営を発展させる道です。

日銀による「異次元の金融緩和」で株式は上がり、大企業の内部留保は増えましたが、労働者の実質賃金は下落しつづけています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

ついては2015年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1000円以上へと引き上げ、大阪においては1400円以上に引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2015年 2月 2日

住所 大阪府大阪市天王寺区北山町10-10

団体・代表者名 大阪府立高等学校教職員組合 陽丘分会
植松 健一郎

[取扱団体] 全大阪労働組合総連合／全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。
 要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。



震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！
 大阪府の最低賃金（838円/時）の大幅引き上げを！
 全国一律^{時間額}1000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣 殿
 厚生労働大臣 殿
 中央最低賃金審議会 会長 殿
 大阪最低賃金審議会 会長 殿
 大阪労働局 局長 殿

2015年 月 日

● 要請趣旨 ●

雇用労働者の約4割が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いつつ、地域別最低賃金は最も高い東京で888円、鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄では677円です。フルタイムで働いても、月額10万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。

しかも、地域間の格差が211円に拡大したため、労働力が地方から都市部へ流出し、地域経済を疲弊させています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意による「雇用戦略対話」に基づいて最低賃金を大幅に引き上げることこそ、消費購買力を確保し、地域経済と中小企業の経営を発展させる道です。

日銀による「異次元の金融緩和」で株は上がり、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落しつづけています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

については2015年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

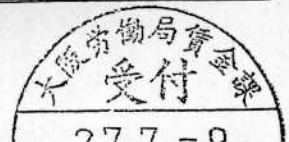
● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1000円以上へと引き上げ、大阪においては1400円以上に引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

[取扱団体] 全大阪労働組合総連合／全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。
 要請以外の目的に個人情報²⁵が使用されることはありません。



平成 27 年 7 月 30 日

大阪地方最低賃金審議会 御中

アサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社

統括本部長 小松 泉

陳 述 書

私は、45 年間ビルメンテナンス企業特にビル清掃業務に従事してきました。最近の最低賃金の急激な上昇（平成 18 年時間給 712 円 → 平成 26 年時間給 838 円）8 年間で 126 円上昇率 17.7%のアップです。同時期国税庁の民間給与の実態では（平成 18 年 434.9 万（年間） → 平成 26 年 413.6 万円（年間））年間 21.3 万円 4.9%のダウンの実態です。

国税庁の調査は勤務者の給与相場が低下していることを示しているのであり最低賃金だけ大幅に上昇していることはビルメンテナンス企業の収入である受託金額の上昇がおさえられて私達ビル清掃業者の経営を困難にしています。

私は、今回、大阪地方最低賃金審議会の場をお借りして、ビル清掃会社の経営側の立場から、大阪地方最低賃金審議会の大幅上昇に歯止めをかけ又は据え置き答申をお願い致します。

又私が勤務する会社は、官公庁との業務委託契約が売上の約 70%です。

この数年間の中央最低賃金審議会の目安答申の中で、行政機関から民間企業への発注に特段の配慮すると文書があります。（別紙 1）

しかしながら当社が締結する官公庁との契約書の中で委託契約料の変更についての記載はありますが、その対象から最低賃金の改定時に委託料の変更された例はなく官公庁側も最低賃金の改定は、その対象でないとしています。

最後に最低賃金改定のアップに関して、全国ビルメンテナンス協会の調査による約 70%の企業が最低賃金改定時に賃金を改定しており、企業経営に大きな影響があると答えています。最低賃金改定の影響として、76%の企業が「コスト・アップを吸収できず、利益が減った」と返答しております。（別紙 2）このことは、作業員数、勤務時間数を減少させて従業員に無理をさせていることです。



(別添)

平成 26 年 7 月 29 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

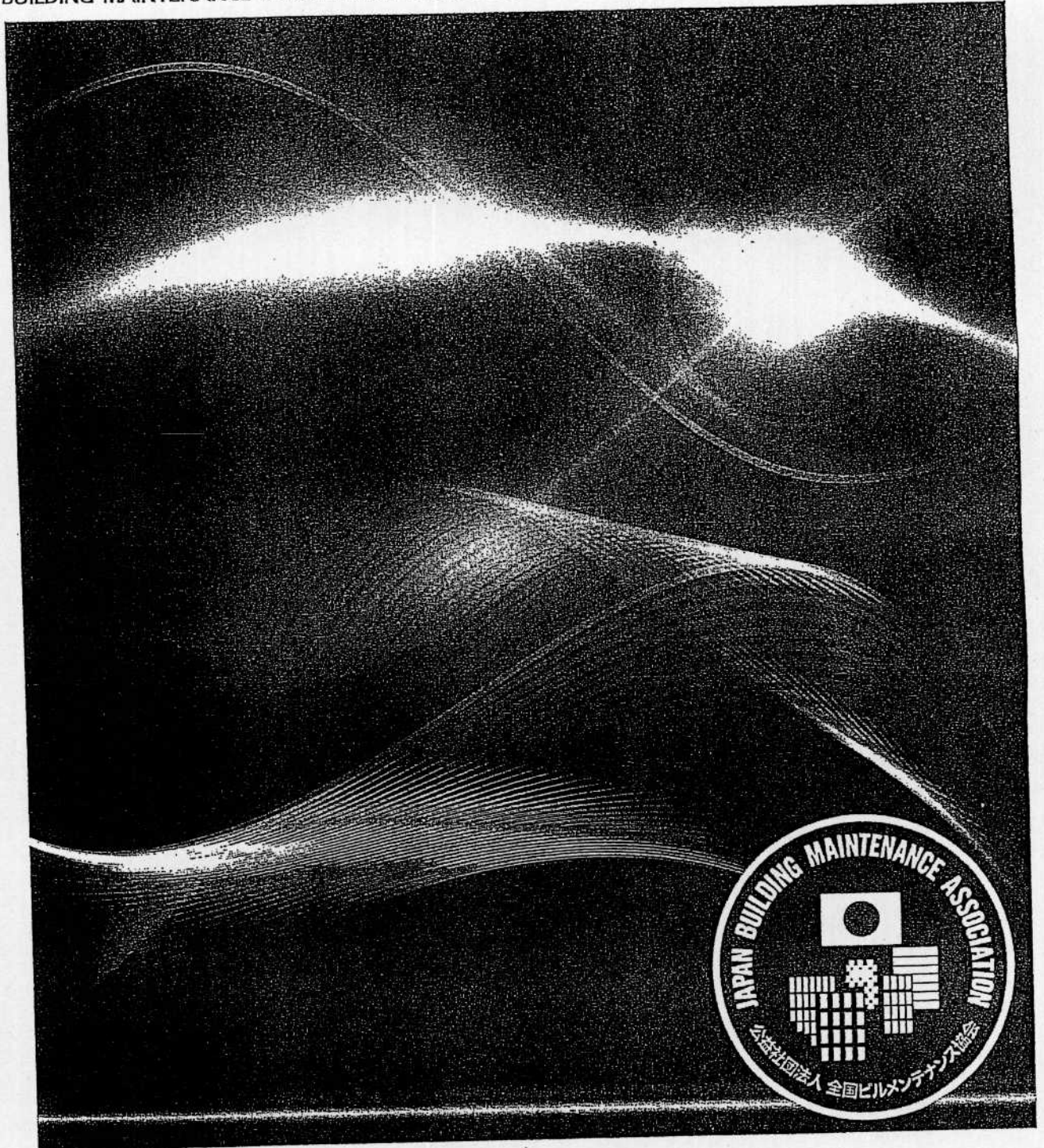
中央最低賃金審議会
会長 仁田 道夫

平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)

平成 26 年 7 月 1 日に諮問のあった平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解 (別紙 1) 及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告 (別紙 2) を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 及び「『日本再興戦略』改訂 2014」(同日閣議決定) に掲げられた好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。



ビルメンテナンス情報年鑑 2015

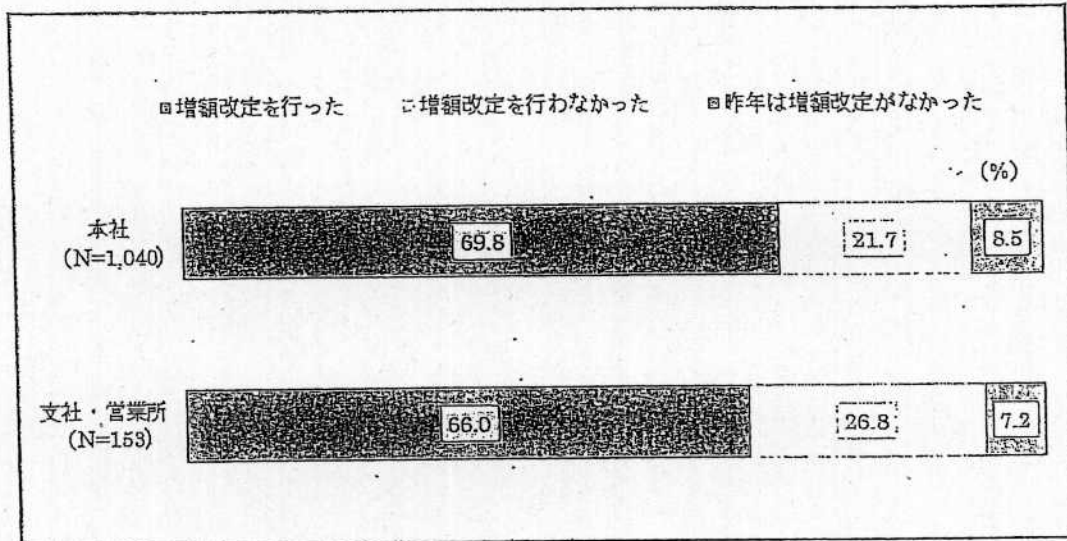
【第45回実態調査報告データ集】

3. 最低賃金

第43回調査から最低賃金に関する設問を新設した。

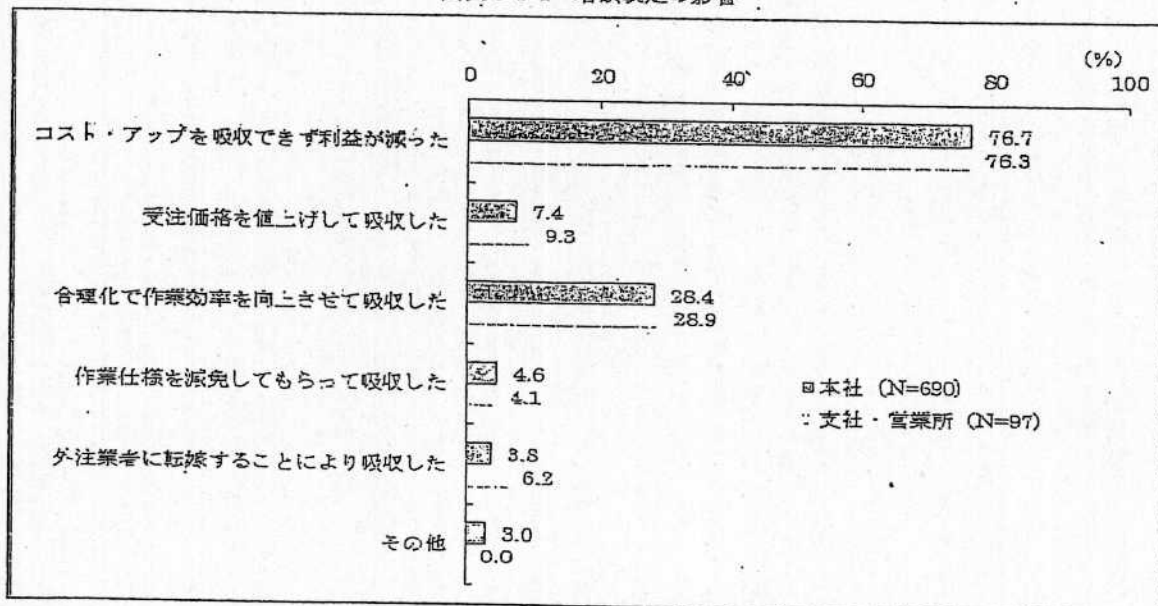
過去の最低賃金の改定にともなって賃金の増額改定を行ったかについて尋ねた質問に対しては、「増額改定を行った」とする回答が、本社では69.8%、支社・営業所では66.0%であった(図表5-3-1)。

図表 5-3-1 最低賃金上昇を受けての給料の増額改定



先の設問で「増額改定を行った」と回答した方を対象に、増額改定によるコスト・アップをどのように吸収したかについて尋ねた質問では、本社、支社・営業所とも、「コスト・アップを吸収できず利益が減った」が首位、「合理化で作業効率を向上させて吸収した」が2位、という結果であった。本社では「コスト・アップを吸収できず利益が減った」とする回答が76.7%、次いで「合理化で作業効率を向上させて吸収した」とする回答が28.4%、支社・営業所では「コスト・アップを吸収できず利益が減った」とする回答が76.3%、次いで「合理化で作業効率を向上させて吸収した」とする回答が28.9%であった(図表5-3-4)。

図表 5-3-4 増額改定の影響



(注)図表5-3-1で、「増額改定を行った」と回答した事業所を集計している。

写

平成27年7月22日

大阪地方最低賃金審議会
会長 富田 安信 殿

大阪地方最低賃金審議会特別小委員会
委員長 服 部 良 子

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、平成27年7月9日開催の大阪地方最低賃金審議会（第312回）総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、下記の最低賃金について、改正決定の調査審議を行うことを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金

